

立会川河川整備基本方針

平成27年4月

東京都

目 次

第1章 流域及び河川の概要	1
第2章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項	4
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境 の整備と保全に関する事項	5
第3節 河川の維持管理に関する事項	5
第3章 河川整備の基本となるべき事項	6
第1節 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	6
第2節 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
第3節 主要な地点における計画高水及び計画横断形に係わる川幅に関する 事項	7
第4節 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 に関する事項	7
付 図 立会川流域概要図	8

第1章 流域及び河川の概要

(1) 流域の概要

立会川は目黒区碑文谷一丁目付近を上流端として、世田谷区と目黒区、品川区を東流しながら東京湾に注ぐ、流域面積 $A=8.06\text{km}^2$ 、河川延長 $L=7.41\text{km}$ （開渠延長 0.75km ）の二級河川である。

流域の人口は約 13.4 万人、人口密度は約 1.7 万人/ km^2 である（平成 22 年国勢調査）。

(2) 土地利用

昭和初期の改修によって、勝島運河が利用されるようになり、立会川沿川に多くの商工業施設が建設された。さらに、関東大震災後の復興や東急東横線の開通を契機に、人口の分布は東京の中心部から周辺部へ遷移し、立会川流域では下流から上流に向けて急速に宅地化が進んだ。昭和初期には流域全体の市街地率は 39.1%であったが、昭和 20 年代より急速に市街化が進み、昭和 30 年代以降には、市街地率が 90%以上に達した。

現在の市街地率は 98%であり、将来的には市街地の占める割合は 99.2%となり、0.7%が都市公園となるため、実質的にはほぼ 100%市街化される。

(3) 気候

立会川流域は、太平洋側気候で、夏は南東の季節風が吹いて蒸し暑く、冬は乾燥した晴天が多い。東京における近年の日平均気温は 16°C 前後で、過去 100 年間で約 2°C 程度上昇している。また、東京の過去 30 年間の平均年間降水量は $1,528.8\text{mm}$ （1981～2010 年の平均値「東京管区气象台 HP より」）で、関東地方の平均 $1,586\text{mm}$ （1981～2010 年の平均値「平成 25 年日本の水資源」より）と同等となっている。

(4) 地形・地質

立会川流域は東京区部の南部に位置し、東西約 50 km、南北約 35 kmにわたる武蔵野台地と呼ばれる洪積台地の一部である、標高 18m 前後の荏原台と目黒台によって形成されている。台地の東は東京低地で、標高は 0m～5m ほどの沖積平野や海岸平野、埋立地から成っている。立会川の河口付近では海岸砂丘が南北に連なっている。

地層は、富士山、箱根山の噴火によって堆積した火山灰から形成される関東ローム層から成り、下層から下末吉ローム、武蔵野ローム、立川ロームが分布している。上層は黒い腐食土に覆われ、浸透能が大きい。

(5) 交通網

立会川流域の主要な道路として、月見橋より上流域では、都道 416 号(駒沢通り)、都道 312 号(目黒通り)、都道 2 号(中原街道)、国道 1 号(第二京浜)、都道 421 号(池上通り)が流域を横断している。また、都道 318 号(環状 7 号線)が西側流域界に沿って通っている。月見橋より下流域では、主要な道路として、国道 15 号(第一京浜)が横断している。

鉄道は、中流部から上流部にかけて、東急東横線・東急目黒線・東急池上線・東急大井町線が通っている。下流部では、J R 東海道新幹線、J R 横須賀線、J R 東海道本線、J R 京浜東北線、京浜急行本線が平行して通っており、国道 1 号線の地下を都営地下鉄浅草線が通っている。

(6) 歴史と変遷

立会川の水源である目黒区碑文谷のあたりには、古くから湧水が点在していた。立会川は、碑文谷池と清水池にその源を発し、下流域一帯の灌漑用水路として利用されていた。以前は大井村(現在の品川区大井、西大井、南大井、東大井)を貫流していた。大井村浜川付近には、旧東海道の浜川橋が架かっており、旅人の往来で賑わっていた。立会川流域では、原始時代から人が集まり、江戸時代にはいくつかの集落があった。

(7) 流域の文化財等

立会川流域及びその周辺には多くの指定文化財があり、中には地下水が湧出している場所が指定されている。立会川流域には指定文化財に指定されている湧水場所が 3 箇所ある。特に、光福寺本堂裏にある湧き水は、大井町の名称の由来とも言われている。

立会川より南方約 1km の地点には、鈴ヶ森刑場がある。鈴ヶ森刑場は歌舞伎で有名な八百屋のお七等が処刑された場所であり、都指定の文化財となっている。

また、立会川河口には土佐藩下屋敷跡地、ペリー来航時に建設された浜川砲台跡地がある。当時沿岸警護の警備陣に坂本龍馬が加わっていたと言われることから、近くの品川区立北浜川児童遊園には坂本龍馬像が設置されている。

(8) 治水事業の沿革

立会川は、昭和 5 年から昭和 14 年にかけてほぼ全川の改修が行われた。その後、昭和 40 年 4 月に全川 7.41km が法定河川区間として定められた。昭和 47 年には月見橋から上流が下水道事業によって暗渠化された。

また、昭和 56 年には高潮対策事業として、河口から約 50m の区間で防潮堤が整備された。

(9) 河川水質

立会川は、昭和 45 年 9 月 1 日に環境基準 E 類型に指定されており、東京都環境局によって、浜川橋付近において定期的に立会川の水質が測定されている。平成 12 年には、BOD（75% 値）が 13 mg/l であり、甚だしい汚染が認められていた。しかし、下水道の普及や漏出地下水の導水等により水質は改善され、平成 24 年度の計測では、BOD（75% 値）1.7 mg/l と測定された。

(10) 河川環境

立会川の下流域にある開渠区間では、左右岸の一方に通路が併設されており、水面を眺めることが出来る。さらに上流の暗渠部区間では、随所に遊歩道が整備されており、水と緑の空間を形成している。生物の生存としては、ドバトやカワウといった鳥類やボラを中心とした魚類が生息している。

第2章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

東京の中小河川は、様々な機能が集中する世界都市“東京”を支える基盤として、洪水などの災害時において都民の生命や財産などを守る大きな役割を担っている。

東京都では、現在、治水水準について、1時間あたり 50mm 規模の降雨による降水を安全に流下させることを目標としているが、将来的には概ね 50～100 年に一回の確率で発生する降雨に対応できるように治水水準の向上を図り、都民が安心して生活できる川づくりをめざしていく。

さらに、立会川を都心に残された貴重な自然空間と位置づけ、その地域の個性を活かしたものとす。このため、地域の人々と「歴史や文化の継承と魅力ある水辺の創出」を目指して望ましい川の姿を実現していく。

なお、本方針については、流域の状況の変化や新たな知見、技術革新、下水道事業の整備状況などにより、必要に応じて見直しを行うものとする。

第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

立会川流域は、人口や資産の集積状況、既往洪水等を考慮し、雨水流出抑制施設等の流域対策と河川・下水道の流下および貯留施設をあわせて、1時間あたり 100mm 規模の降雨に対して安全であることとする。なお、整備にあたっては、各管理者で役割分担しながら段階的に進めていく。

高潮による災害の発生の防止及び軽減に関しては、昭和 34 年の伊勢湾台風と同規模の台風が、東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮（A.P.+4.1m[※]）に対して安全な計画とする。

また、現在進めている計画規模を超過する洪水に対しては、警戒避難体制及び情報連絡体制の整備等のソフト対策により対応する。

さらに災害に強い地域づくりのため、まちづくり部局や防災機関、地下空間管理者等との調整を行うなど、流域が一体となった取り組みを推進する。

※A.P.：荒川工事基準面、T.P.：東京湾平均海水面、 $A.P. \pm 0 = T.P. - 1.134m$

第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の整備と保全に関する事項

【河川の適正な利用】

立会川では、上水、農業用水、工業用水の利用は行われておらず、水利権・漁業権は設定されていない。

【流水の正常な機能の維持】

立会川上流域の下水道が整備されたことにより、平常時の流量は極めて少ない。流水の正常な機能の維持に関しては、河川の水質や景観、生態系の維持や保全に必要な流量の確保に努めていく。

【河川環境の整備と保全】

立会川は、都市の中で残されている貴重な自然環境であることから、良好な河川環境の保全・創出を積極的に図っていく。

動植物の保全については、上下流の生態的なつながりに配慮した河床整備等を行い、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全や再生に努める。

良好な景観の維持・形成については、沿川の緑化や親水護岸等、土地利用に合わせた整備を行い、川とまちの調和に努める。

水質改善に向け、豊かで清らかな水環境の保全や再生の取り組みを進める。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の整備や保全のための施策の展開にあたっては、地域住民、NPO、関係自治体、関係機関と連携していく。

第3節 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全など多角的に検討し、地元自治体との連携により適切に行う。

さらに、地域の河川に係わる取り組み等を促進・支援するとともに、地域への種々の河川情報の発信と、地域からの河川整備に対する要望の集約という双方向的な関係の構築を進める。

以上について、河川管理者、関係機関及び地域住民が連帯・協力して適正な利用を推進することで、河川環境に配慮した総合的な維持管理を目指していく。

第3章 河川整備の基本となるべき事項

第1節 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

立会川の基本高水は、1時間あたり100mm規模の降雨に対し流域対策による分担を考慮した、1時間あたり90mm規模の降雨を対象とし、そのピーク流量を昭和橋基準点において、190m³/sと設定する。このうち、河道への配分流量を15m³/sとする。

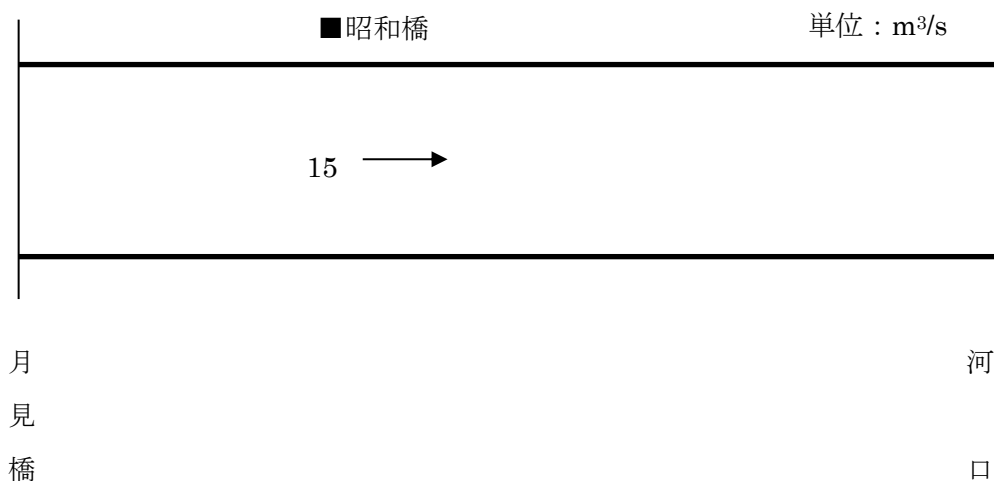
表 基本高水のピーク流量等一覧表（単位：m³/s）

河川名	地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設等による調節流量	河道への配分流量
立会川	昭和橋	190	175	15

第2節 主要な地点における計画高水流量に関する事項

立会川における計画高水流量は、昭和橋基準地点において15m³/sとする。

立会川計画高水流量配分図



第3節 主要な地点における計画高水位（計画高潮位）及び計画横断形に係わる川幅に関する事項

立会川の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅は次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位(A.P. m)	計画高潮位(A.P. m)	川幅(m)	摘要
立会川	昭和橋	0.40	2.85	4.1	6.5	基準地点

第4節 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

立会川の正常な機能を維持するために必要な流量については、引続きデータの蓄積に努め、流域住民や関係機関等の意見、流況や動植物の生息状況、水質の保持、良好な河川景観の形成及び新たな導水の可能性等を総合的に判断しながら設定し、その確保に努める。

